

# 初任運転者に対する指導

## 座学指導について(10時間以上)

・事業者は国土交通省の「指導・監督指針マニュアル」に基づき運行管理者が運転者に対して座学教育を実施する

- ①事業用自動車の安全な運転に関する基本的事項
- ②事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
- ③運行の安全及び旅客の安全を確保するために留意すべき事項
- ④危険の予測及び回避
- ⑤安全性の向上を図るための装置を備える事業用自動車の適切な運転方法
- ⑥ドライブレコーダーの記録を利用した運転特性の把握と是正

## 実技指導について(20時間以上)

- ・新たに雇い入れた運転者への座学指導(10時間以上)と並行して実技指導(20時間以上)を行う
- ・実技指導は貸切バス乗務経験者が同乗し適切な指導を行う
- ・使用するバスを考慮し指導者同乗のもと運転操作及び技術指導を行う
- ・バスによって異なる通行道路及び各施設駐車場や乗り入れ方法等、安全な運転方法を指導する
- ・選任可能と判断できるまで、繰り返し実技指導を行う

## 実技コース

1. 本社営業所 ～ 南部観光施設 ～ 本社営業所
  2. 本社営業所 ～ 中・北部観光施設 ～ 本社営業所
  3. 本社営業所 ～ 北部観光施設 ～ 本社営業所
  4. 本社営業所 ～ 市街地 ～ 本社営業所
  5. 本社営業所 ～ 学校(南部・中部分けて) ～ 本社営業所
  6. 本社営業所 ～ 予定行程内容 ～ 本社営業所 ※実際の行程内容に沿って運行
  7. 危機回避及び緊急時の対応のため車両を用いた急ブレーキ操作方法
- ※駐車場の整備されていない配車地や運行ルートを事前に確認すること